

【桑名市 介護予防・日常生活支援総合事業等に関するQ&A 平成28年6月30日版】

		ご質問	回答
1	教室 く ら し い き い き	くらしいき教室を6ヵ月利用する計画だった方が、4ヵ月利用された時点で利用されなくなりました。卒業と判断してよいか。	「卒業」という判断については、サービス提供事業所のアセスメント及びモニタリングデータなどの客観的指標及び、利用者との合意形成など様々な視点を踏まえて、利用者に関わる事業所及びケアマネジャー等で総合的に判断いただきます。
2	教室 く ら し い き い き	くらしいき教室の利用者が入院し、サービス提供が通所の実施であるが、請求は可能か。 また、訪問のみのサービス提供の場合、請求は可能か。	「くらしいき教室」は通所を週1回、訪問を月1回以上のサービス提供を基本としていますので、訪問のみ通所のみサービス提供では請求はできません。ただし通所サービスは週に1回程度のサービス提供は行った上で、訪問のみ本来のサービス提供月のおよそ1週間以内の前月、翌月に実施できていれば請求可能とします。
3	教室 く ら し い き い き	くらしいき教室を月途中から開始した場合、サービス提供月から訪問、通所サービスを提供するのか。	包括的報酬制であり、サービス提供月から訪問及び通所サービスを提供するものとします。